

八三

16年6月17日

簡經1479

六月十九日  
貴送

發送 校合 淨書

簡易  
決裁后主任 疾

本局各課長  
各支局長  
宛

臨時家族手當支給要綱中改正ニ關スル件

局長

六月十八日大裁

課長

管 經

係長

后

(左) 施 庶 檢 出 計 服

簡易保險局

めくれず



昭和十五年十月廿四日簡經第二八一六號ヲ以テ依命通牒ニ係ル臨時  
家族手當支給要綱中左ノ通改正シ昭和十六年四月一日ヨリ施行スル  
コト、相成候條了知相成度

記

第一號ニ左ノ一項ヲ加フ

(五)判任官及同待遇者ニシテ現役中ノ者

第四號ヲ左ノ如ク改ム

第一號(一)ニ該當スル者ト雖モ其ノ實收月額ガ百六十圓(内地以外ニ  
在リテハ二百十圓)ニ滿タザル者ニ付テハ本要綱ニ依ル臨時家族手  
當ヲ支給スルコトヲ得但シ其ノ金額ハ實收月額ト合算シ百六十圓(内  
内地以外ニ在リテハ二百十圓)ヲ超ユルコトヲ得ス)

第十二號ヲ左ノ如ク改ム  
臨時家族手當ノ支給ヲ受クル者廢官、退官、退職又ハ休職ト爲リタ

(共第四〇號) 第五號(臨時家族手當)

ルトキ、死亡シタルトキ、第一號(五)ニ該當スルニ至リタルトキ 若  
ハ第四號ニ該當セザルニ至リタルトキト雖モ其ノ月分ニ付テハ其ノ  
全額ヲ支給スルコトヲ得

保身局





有添付物

中島 啓

受保總第三七二號

昭和十六年六月十四日

保險院總務局

簡易保險局長殿



臨時家族手當支給要綱中改正ノ件

昭和十五年十月十月總總第四九二號ヲ以テ通牒致置候臨時家族手當  
支給要綱中別紙ノ通改正シ昭和十六年四月一日ヨリ適用スルコト、  
相成タル旨官房會計課長ヨリ申越有之候條及移牒候

保  
險  
院

15. 6. 石川 納

16. 6. 午 訖

6. 17 午 訖

106

裏面白紙



厚生省發會第四八四號

昭和十六年六月六日

厚生大臣官房會計課長 閣

保 險 院 長 官 殿

臨時家族手當支給要綱中改正ノ件

昭和十五年十月四日厚生省發會第六二三號ヲ以テ通牒致置候臨時家族手當支給要綱中別紙ノ通改正シ昭和十六年四月一日ヨリ適用スルコト、相成候條此段依命及通牒

保 險 院

15. 6. 石川納

107

裏面白紙



別紙

第一號ニ左ノ一項ヲ加フ

(四) 判任官及同待遇者ニシテ現役中ノ者

第四號ヲ左ノ如ク改ム

第一號(一)ニ該當スル者ト雖モ其ノ實收月額ガ百六十圓(内地以外ニ在リテハ二百十圓)ニ滿タザル者ニ付テハ本要綱ニ依ル臨時家族手當ヲ支給スルコトヲ得但シ其ノ金額ハ實收月額ト合算シ百六十圓(内地以外ニ在リテハ二百十圓)ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十二號ヲ左ノ如ク改ム

臨時家族手當ノ支給ヲ受クル者廢官、退官、退職又ハ休職ト爲リタルトキ、死亡シタルトキ、第一號(四)ニ該當スルニ至リタルトキ、若ハ第四號ニ該當セザルニ至リタルトキト雖モ其ノ月分ニ付テハ其ノ全額ヲ支給スルコトヲ得



簡經第二八一六號 依命通牒 昭和十五年十月二十四日

非現業各課長  
各支局長 宛

經理 長

臨時家族手當給與ニ關スル件

昭和十五年勅令第五三二十五號ニ依ル臨時家族手當ハ別紙要綱ニ依リ支給スルコトニ相成候條之ガ運用ニ當リテハ左記事項了知ノ上可然措置相成度

記

一、第一號ニ於テ「主トシテ職員ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スルモノ」

ナリヤ否ヤハ専ラ事實關係ヲ調査シ決定スベキモノナルモ例ハ資產、營業、雇傭關係、恩給、年金等ニ依リ相當ノ收入ハ市制施行地ニ居住スル者ニ在リテハ十五圓以上、其ノ他ノ者ニ在リテハ十圓以上）アル者ノ如キハ之ヲ含マザルモノトスルコト但シ家學ノ余暇ヲ以テ手内職、賃仕事等ニ依リ微細ナル收入アル者ノ如キハ之ヲ含ムモノトスルコト 尙職員ノ收入ノ外ニ家族ハ微細ナル收入アル家族ヲ含マズ以下之ニ同ジ）ニ收入アル場合其ノ他ノ家族ハ收入ナキ家族又ハ微細ナル收入アル家族）ガ何人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スルモノナリヤ否ヤノ判定ハ職員ノ收入ト家族ノ收入トノ合算額ガ月額二百圓（内地以外ニ在リテハ二百五十圓）以下ナル場合ニ於テハ主トシテ本人ノ届出ニ基キ之ヲ決定シ差支ナキモ合算額二百圓（内地以外ニ在リテハ二百五十圓）ヲ超ユル場合ニ於テハ各支局長ニ於テ事實關係ヲ秘密ニ調査ノ上決定スベキコト



二、「不具癡疾者」トハ心神喪失ノ常況ニ在ル者、聾者、啞者、盲者、其ノ他重大ナル傷痍ヲ受ケ又ハ不治ノ疾患ニ罹リ介護ヲ要スル者ニシテ支局長ノ認メタル者ヲ謂フ

三、第七號ニ定ムル扶養家族届ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ上提出セシムルコト

(一) 扶養家族ノ氏名、続柄、生年月日、不具癡疾ノ事實ハ醫師ノ診断書又ハ證明資料添付ニ其ノ收入ノ種類及金額

(二) 同一家族ヲ扶養スル他ノ政府職員アルトキハ其ノ氏名、続柄、勤務官職並ニ收入ノ種類及金額

(三) 其他臨時家族手當ノ給否並ニ其ノ金額ニ影響ヲ及ボスベキ事項前項ニ依リ届出デタル事項ニ異動ヲ生ジ又ハ扶養家族増減アリタ

ルトキハ直ニ前項ニ準ジ處理ノコト

四、前號ノ扶養家族届及異動届ニ關シテハ不具癡疾者ノ場合ヲ除クノ外原則トシテ本人ノ届出ニ依リ處理シ家族ノ身分關係及扶養關係等證明ノ爲別ニ戸籍謄抄本其ノ他公ノ書類等ヲ徴スルノ要ナキモ特ニ疑ハシキ場合ニ限り之等ノ證明資料ヲ徴シ其ノ眞偽ヲ確認スルコト

各届ニ於テハ前項ノ届出ニ基キ適宜ノ受給者原簿ヲ設備シ受給資格者、扶養家族ノ範圍、他ニ同一家族ヲ扶養スル者ノ有無等ノ監査上遺憾ナキヲ期スルコト



No.

保院簡易保險局用箋

昭和二十六年八月一日

昭和二十六年八月一日  
第一〇九〇号  
正

(共第五二號) 十五、五 長澤納

裏面白紙



臨時家族手當支給要綱

一 昭和十五年勅令第五百二十五號ニ依ル臨時家族手當ハ判任官、同待遇者、嘱託員（毎月一定ノ手當ヲ受ケ且常時勤務ニ服スル者ニシテ部内ニ於テ高等官ニ準ズル待遇ヲ受ケザルモノニ限ル）、雇員、傭人又ハ職工ニシテ扶養家族ヲ有スル者ニ之ヲ支給ス但シ左ニ掲グル者ヲ除ク

(一) 實收月額百五十圓（内地以外ニ在リテハ二百圓）ヲ超ユル者

(二) 俸給、給料又ハ手當ノ支給ヲ受ケザル者

(三) 休職中ノ者（雇召ノ爲休職ノ者ヲ除ク）

(四) 臨時ノ嘱託員、雇員、傭人又ハ職工但シ嘱託又ハ雇傭ノ日ヨリ六月ヲ超エタル者ヲ除ク

二 本要綱ニ於テ扶養家族ト稱スルハ職員（前號ニ該當スル職員ヲ指シ以下之ニ同ジ）ト同一戸籍内ニ在ル左ニ掲グル者ニシテ主トシテ職員ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スルモノヲ指ス

(一) 配偶者

(二) 満六十歳以上ノ父

(三) 満十八歳未満ノ子

(四) 不具遺疾者

内地關係ニ在ル者（民法第七百七十五條ノ届出ヲ爲サザルモ事實上養育關係ト同視ノ事情ニ在ル者ヲ指ス）ハ前項ノ適用ニ付テハ之ヲ配偶者ト看做ス

三 臨時家族手當ノ額ハ月額二圓ニ扶養家族ノ員數ヲ乗ジテ得タル金額トシ月額十圓ヲ超ユル

四 第一節(一)ニ該當スル者ト雖モ其ノ實收月額額ハ百六十圓（内地以外ニ在リテハ二百十圓）

ニ滿テザル者ニ付テハ本要綱ニ依リ臨時家族手當ヲ支給スルコトヲ得但シ其ノ金額ハ實收月額額ト合算シ百六十圓（内地以外ニ在リテハ二百十圓）ヲ超ユルコトヲ得ズ

五 第一號(一)ニ於テ實收月額額ト稱スルハ俸給、給料又ハ手當月額（二以上ノ俸給、給料又ハ手當ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ合算額）ト左ニ掲タル給與ノ月額トノ合算額ヲ指ス但シ同位

未滿ノ端數アルトキハ之ヲ切捨ツルモノトス



臨時家族手當支給要綱

一 昭和十五年勅令第五百二十五號ニ依ル臨時家族手當ハ判任官、同待遇者、囑託員（毎月一定ノ手當ヲ受ケ且常時勤務ニ服スル者ニシテ部内ニ於テ高等官ニ準ズル待遇ヲ受ケザルモノニ限ル）、雇員、傭人又ハ職工ニシテ扶養家族ヲ有スル者ニ之ヲ支給ス但シ左ニ掲グル者ヲ除ク

(一) 實收月額百五十圓（内地以外ニ在リテハ二百圓）ヲ超ユル者

(二) 俸給、給料又ハ手當ノ支給ヲ受ケザル者

(三) 休職中ノ者（應召ノ爲休職ノ者ヲ除ク）

(四) 臨時ノ囑託員、雇員、傭人又ハ職工但シ囑託又ハ雇傭ノ日ヨリ六月ヲ超エタル者ヲ除ク

(五) 本要綱ニ於テ扶養家族ト稱スルハ職員（前號ニ該當スル職員ヲ指シ）以下之ニ同ジト同一戸籍内ニ在ル左ニ掲グル者ニシテ主トシテ職員ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スルモノヲ指ス

(一) 配偶者

(二) 滿六十歳以上ノ父母

(三) 滿十八歳未滿ノ子

(四) 不具癡疾者

内縁關係ニ在ル者（民法第七百七十五條ノ届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ指ス）ハ前項ノ適用ニ付テハ之ヲ配偶者ト看做ス

三 臨時家族手當ノ額ハ月額二圓ニ扶養家族ノ員數ヲ乘ジテ得タル金額トシ月額十圓ヲ超ユル場合ハ之ヲ十圓ニ止ム

臨時家族手當ノ支給ヲ受クル者ノ實收月額百五十圓（内地以外ニ在リテハ二百圓）ヲ超ユルニ至リタル場合ニ於テ其ノ實收月額ガ従前ノ實收月額ト従前ノ臨時家族手當トノ合算額ヨリ少キトキハ其ノ差額ニ相當スル金額ヲ限度トシテ臨時家族手當ヲ支給スルコトヲ得

五 第一號（一）ニ於テ實收月額ト稱スルハ俸給、給料又ハ手當月額（二以上ノ俸給、給料又ハ手當ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ合算額）ト左ニ掲グル給與ノ月額トノ合算額ヲ謂フ但シ圓位未滿ノ端數アルトキハ之ヲ切捨ツルモノトス



- (一) 年功ニ依ル加俸
- (二) 在勤加俸（在勤手當等ヲ含ム）
- (三) 交通至難地在勤手當
- (四) 妻加俸（妻加給手當等ヲ含ム）
- (五) 勤勉手當

但シ簡易保険局ノ現業員ニ付テハ勤勉手當ガ俸給、給料又ハ手當月額ノ百分ノ五ヲ超  
 ヌル場合ハ俸給、給料又ハ手當月額ノ百分ノ五ヲ以テ勤勉手當トシテ計算ス

- (六) 臨時手當
  - (七) 普通恩給（明治三十三年勅令第百三十二號ノ適用ヲ受クル者ノ普通恩給ヲ除ク）
  - (八) 其ノ他毎月又ハ定期ニ定額若ハ定率ヲ以テ給與スルモノ但シ實費辨償ノ性質ヲ有スル  
 給與ヲ除ク
- 前項ノ勤勉手當ハ前期ニ於テ受ケタル額ヲ其ノ期間ノ月數ニテ除シタル額ヲ以テ其ノ月額  
 ト看做ス

六 明治三十七年勅令第百二十六號（文官ニシテ陸海軍ニ召集セラレタル者ノ俸給支給ニ關スル  
 件）又ハ明治三十三年勅令第百三十二號（陸海軍准士官以下ニシテ恩給ヲ受クル者文官列

任以上ニ任ゼラレタル場合ニ於ケル俸給ノ件）ノ適用ヲ受クル者若ハ私事故障、病氣缺勤  
 等ニ依リ俸給ノ減額支給ヲ受クル者ノ實收月額ハ當該文官ノ俸給額ヲ基準トシテ計算ス  
 前項ハ編託員、雇員、傭人又ハ職工ノ實收月額ノ計算ニ之ヲ準用ス

七 臨時家族手當ノ支給ヲ受ケントスル者ハ扶養家族届ヲ所屬長（本省官房各課長及各局部長  
 保険院課務課長及各局長、軍事保護院課務課長及各局長其ノ他ハ支出官タル各官衛長トス  
 以下之ニ同ジ）ニ提出スベシ扶養家族ニ異動ヲ生ジタルトキ亦同ジ

八 臨時家族手當ノ支給ヲ受クベキ要件ヲ具備スルニ至リタル場合ハ届出ノ翌月ヨリ支給ヲ明  
 始シ、之ヲ缺クニ至リタル場合ハ事實發生ノ翌月ヨリ支給ヲ廢止ス扶養家族數増加シタル  
 場合ハ届出ノ翌月ヨリ、扶養家族數減少シタル場合及再一處ニ依リ臨時家族手當ノ支給ヲ  
 受クル者第<sup>一</sup>次<sup>二</sup>該當スルニ至リタル場合ハ事實發生ノ翌月ヨリ支給額ヲ改定ス

九 臨時家族手當ノ支給ヲ受クベキ職員ノ身ガ二以上ノ官職ニ亘ル場合ニ於ケル支給額ハ左  
 ニ依リ決定ス



一 陸海軍ニ召集セラレタル者ハ職員トシテ奉職官職

二 國民徵用令ニ依リ徵用セラレタル者又ハ臨時陸海軍特設ノ事務等ニ従事スル者ハ現ニ  
職務スル官職

三 二以上ノ官職ニ基キ二以上ノ俸給、給料又ハ手當ヲ受クル者ハ多額ナル俸給、給料又  
ハ手當ヲ支給スル官職

十 同一家族ヲ扶養スル職員二人以上アル場合ニ於テハ民法第九百五十五條ニ規定スル扶養義務者ノ順位(同順位内ニ在リテハ男ハ女ニ長ハ幼ニ先ツ)ニ依リ受給者ヲ定ムベシ但シ本省所管内ニ於テ同一家族ヲ扶養スル職員二人以上アル場合ニ於ケル受給者ニ付テハ之ト異リタル取扱ヲ爲スコトヲ得

十一 特別ノ事情ニ依リ前二條ニ依リ難キ場合ニ於テハ關係各省ニ於テ協議ノ上、前二條ト異リタル取扱ヲ爲スコトヲ得

十二 臨時家族手當ハ毎月俸給、給料又ハ手當支給日ニ其ノ月分ヲ支給ス但シ俸給、給料又ハ七シタルトキ、第一條(五)ニ該當スルニ至リタルトキ、若シ第四條ニ該當セザルニ至リタルトキ、俸給、給料又ハ手當支給日ニ其ノ全額ヲ支給スルコトヲ得

手當支給日前ニ廢官、退官、退職、休職又ハ死亡ノトキハ其ノ月分中其ノ額支給ス

十三 虚偽ノ届出又ハ届出ノ遅延ニ因リ不當ノ臨時家族手當ノ支給ヲ受ケタルトキハ既ニ支給

ヲ受ケタル手當ハ之ヲ返還セシムルニ付テハ其ノ後ノ手當ハ之ヲ支給セザルコトアルベシ

十四 前各條ニ掲グルモノノ外臨時家族手當ノ支給ニ付テハ俸給、給料又ハ手當支給ノ例ニ依

ル

十五 昭和十五年勅令第五百二十五號施行ノ際現ニ在職スル者ニシテ臨時家族手當ノ支給ヲ受

クベキ要件ヲ具備スル者ニ在リテハ十月一日現在ニ依ル扶養家族届ヲ直ニ所屬長ニ提出ス

ベシ

前項ニ依リ届出ヲ爲シタル者ニ對スル臨時家族手當ハ第八條ニ拘ラズ昭和十五年十月分ヨリ之ヲ支給ス







昭和十五年十月廿四日簡經第二八一六號ヲ以テ依命通牒ニ係ル臨時  
家族手當支給要綱中左ノ通改正シ昭和十六年四月一日ヨリ施行スル  
コト、相成候條了知相成度

記

第四號ヲ左ノ如ク改ム

第一號(一)ニ該當スル者ト雖モ實收月額ト臨時手當ノ月額トノ合算額  
ガ百六十圓(内地以外ニ在リテハ二百十圓)ニ達スル迄ハ百六十圓  
(内地以外ニ在リテハ二百十圓)ト實收月額トノ差額ニ相當スル金  
額ヲ限度トシテ之ニ本要綱ニ依ル臨時家族手當ヲ支給スルコトヲ得  
ルコト

第八號第二項中「及第二號ニ依リ臨時家族手當ノ支給ヲ受クル者第  
四號ニ該當スルニ至リタル場合」ヲ「、第一號ニ依リ臨時家族手當  
ノ支給ヲ受クル者第四號ニ該當スルニ至リタル場合及第四號ニ該當

(其後同○號) 第四號

スル者ニシテ實收月額ニ異動ヲ生ジタル場合」ニ改ム

保會完簡易保會司









受保總第二七三號

昭和十六年五月七日

總務局長

簡易保險局長殿

臨時家族手當支給要綱中改正ノ件  
標記ノ件ニ關シ厚生大臣官房會計課長ヨリ別紙ノ通通牒有之候條及  
移牒候



58午

保  
險  
院

15. 6. 石川精

117

裏面白紙



厚生省發會第三九七號

昭和十六年四月二十四日

厚生大臣官房會計課長 剛

保險院長官 殿

臨時家族手當支給要綱中改正ノ件

昭和十五年十月四日厚生省發會第六二三號ヲ以テ通牒致候臨時家族手當支給要綱中別紙ノ通改正シ昭和十六年四月一日ヨリ施行スルコトト相成候條此段依命及通牒候也

保  
險  
院

15. 6. 石川納

118

裏面白紙



裏面白紙

(別紙)

第四號ヲ左ノ如ク改ム

臨時家族手当  
第一号修正  
(臨時家族手当)

第一號(一)ニ該當スル者ト雖モ實收月額ト臨時手当ノ月額トノ合算額ガ百六十圓(内地以外ニ在リテハ二百十圓)ニ達スル迄ハ百六十圓(内地以外ニ在リテハ二百十圓)ト實收月額トノ差額ニ相當スル金額ヲ限度トシテ之ニ本要綱ニ依ル臨時家族手当ヲ支給スルコトヲ得ルコト

第八號第二項中「及第一號ニ依リ臨時家族手当ノ支給ヲ受クル者第四號ニ該當スルニ至リタル場合」ヲ「第一號ニ依リ臨時家族手当ノ支給ヲ受クル者第四號ニ該當スルニ至リタル場合及第四號ニ該當スル者ニシテ實收月額ニ異動ヲ生ジタル場合」ニ改ム

保  
險  
院

15. 6. 石川納